

東久留米市障害者計画・第4期障害福祉計画（素案）
に対するパブリックコメント

募集期間：平成27年2月11日（水）～平成27年3月3日（火）

受付件数：36件（9名） ※長文のご意見等、編集しております。

項目	No	ご意見の内容	ご意見に対する方針等
第1章 計画の趣旨、背景について	1	<p>「計画策定の背景と趣旨」に「障害者権利条約の批准とその意味」を位置づけ、追加すべきである。</p> <p>「関連法規の動向」では「障害者の権利に関する条約の批准」は2014年1月（締約は2月）を明記し、2014年が歴史的な障害者権利条約批准元年であることを位置づけるべきである。これは、内閣府に置かれた障害者政策委員会の議論からも当然である。</p> <p>「障害者権利条約が批准されことの認知度について」では、9割が「知らない」ことを重くみながら、権利条約が憲法と国内法の間位置づく重要な国際条約であることを明確に位置づけることが、今回の諸計画作成においても大きな意味をなしうると考える。</p>	<p>「計画策定の背景と趣旨」の中に、障害者権利条約の批准について記載を加えました。</p> <p>基本目標の設定等において、障害者権利条約の理念を今回の計画づくりに反映させています。</p>
第2章 障害者の状況について	2	<p>市の全体概要をつかむには、全障害者数と障害別の内訳データが必要。追加していただきたい。</p>	<p>例えば身体障害と知的障害の重複のように、重複障害のある方を1名でカウントした場合の、何らかの障害のある市民の実人数は、正確には算定できていません。</p> <p>現時点で、身体・知的障害者と精神疾患・難病患者を合わせると、6,500人程度と推定していますが、そのいずれにも該当していない発達障害の方もいます。</p>
第2章 意識調査、ヒアリングについて	3	<p>サービス利用希望のパーセンテージが低いことを、取り組む必要性の無さと直結することは危険。取り組む必要はないと判断している人たちの中には、苦しんでいる方があり必要としている方がいる施策があるということについて</p>	<p>サービスごとの数値目標を設定するにあたり、アンケート調査結果を参考としておりますが、それを絶対視している訳ではありません。しかし、障害種別ご</p>

		「知らない」「気づいていない」という側面を、よく吟味すべきだ。	との特徴を把握するためには、かなり有効な調査になっているとは思いますが。 サービス未利用者に、障害福祉サービスについて知っていただくことも、調査目的の一つでした。
第4章 早期発見・早期療育の推進について	4	5歳児検診の導入と市内の全保育園、幼稚園を専門機関が巡回できるようにすべき。何の支援、手立てもなく小学校に上がり、不適應を起こすケースが多々ある。	3歳児健診以降に発達面の心配が顕著になってくる方もおられますので、5歳児の段階でのアプローチというのは意味のあることだと思われま。現在、健康課では専門医による発達健診を1回/月行っております。また、わかくさ学園では、市内の保育園や家庭保育室、幼稚園の巡回相談を随時実施しており、保育課では、公立及び公設民営保育園の巡回相談を、学芸大の協力を得ながら年3回実施しております。このような関係機関と連携しながら、必要時専門医療機関や療育機関にご紹介しております。今後も発達健診の充実、上記関係機関や教育部門との連携を図りながら、発達支援の充実をさらに検討していきたいと思っております。
	5	わかくさ学園発達相談室が中心となり相談、巡回の強化、教育相談室、こども家庭支援センターと連携して問題を解決していく必要がある。そのためにも、わかくさ学園発達相談室を固定の場所に移して欲しい。	現在、わくわく健康プラザの集会室等をお借りして実施している発達相談室事業については、安定した活動場所を設定すべく、検討を進めます。
第4章 公共施設などのバリアフリー化の推進について	6	誘導ブロックや音響信号機は、市内に限られた箇所にはしかない。すべての場所に設置することは不可能だが、視覚障害者の生活圏で必要な場所への設置を求める。	P73の4-(1)-⑥に、施策として位置付けています。

<p>第4章 公共施設などの バリアフリー化 の推進について</p>	<p>7</p>	<p>弱視者は点字ブロックの鮮やかな黄色や、道路わきの白線を頼りに歩いている。ところがこれらが見えにくくなっている箇所があるため、改善を求める。</p>	<p>市では定期的に道路パトロールを実施しており、道路の不具合箇所を確認したのちに補修などを実施しております。また、ご連絡いただければ、不具合箇所を確認し、その対応を検討してまいります。</p>
<p>第4章 情報アクセシビ リティーの向上 と参政権の確保 について</p>	<p>8</p>	<p>情報アクセシビリティの向上と参政権の確保は、権利条約第9条アクセシビリティの具体化である。対象を視聴覚障害のみに限定すべきではない。すべての障害を対象とすべきである。 また、選挙における配慮でも視聴覚障害者に限定することなく、投票所のバリアフリー化、知的障害者などにもわかりやすい投票所、移動困難者への配慮などすべての障害者を対象にすべきである</p>	<p>P75の4-(2)-⑧にある「代理投票」は知的障害者の方も利用されています。「郵送投票」も、肢体不自由のある障害者等が利用できます。高齢者の入所施設などでは、「不在者投票」が可能です。</p>
<p>第4章 防災・防犯のため の地域ぐるみの 協力体制につ いて</p>	<p>9</p>	<p>防災・防犯のための地域ぐるみの協力体制をつくるには、東日本大震災での障害者支援の教訓である「福祉避難所」を位置づけるべきである。 「障害者の死亡率は2倍」と指摘される東日本大震災の教訓からも必須である。</p>	<p>主に障害者・児が利用する施設と市が協定を結んでおり、現時点で8カ所が主に障害者・児向けの二次避難所として指定されています。</p>
<p>第4章 防災・防犯のため の地域ぐるみの 協力体制につ いて</p>	<p>10</p>	<p>地域ぐるみの協力体制を文言だけで終わらせずに、実際に各避難所で避難訓練をやるべきである。家族が第一に障害者を守り、その次に地域を守る、このような協力体制は、必然的に地域の人たちとの協力が必要になるし、連携してやっていかなければならない。</p>	<p>P76の4-(3)-③で、二次避難所の設営に向けての訓練等を施策として位置付けています。また、二次避難所の運営には、地域の方や外部からのボランティアの協力が欠かせないものと考えております。</p>
<p>第4章 防災・防犯のため の地域ぐるみの 協力体制につ いて</p>	<p>11</p>	<p>実際災害が起こった時にどこにだれとどうやって避難するかなど、サービス等利用計画作成の相談の中でも、丁寧に確認してイメージを持つことや、避難訓練、避難所の問題を具体的に検討してほしい。</p>	<p>相談支援事業所に対し、災害時の安否確認や避難支援の視点を入れた計画を作成していただくよう、協力を求めていることを考えております。</p>

<p>第4章 障害者の就労、 雇用について</p>	<p>12</p>	<p>計画の中に障害者の就労支援が掲げられているが、数十年前から視覚障害者は電話交換手やヘルスキーパーとして、多くの企業や自治体に雇用されている。企業に啓発する以前に市として範を示してほしい。</p>	<p>電話交換手は数年前から民間委託しておりますため、委託先の事業者において雇用し、市の電話交換手として派遣される職員が担当しております。</p> <p>また、職場内におけるヘルスキーパー等の専門職の雇用は、現状において予定しておりません。</p> <p>今後、視覚障害者が従事出来る職務等が見込める場合には、職場環境の整備も含め、近隣自治体の状況なども調査を行いつつ、研究、検討いたしたいと思っております。</p>
<p>第4章 生涯学習活動への支援と余暇活動の充実について</p>	<p>13</p>	<p>「生涯学習活動への支援と余暇活動の充実」は権利条約30条の具体化であり画期的な方針である。しかしながら、その概念のなかにある「手話通訳者養成事業」や「研修会」は、権利条約9条のアクセシビリティに関することであり、「障害者計画」でいえば「情報アクセシビリティの向上と・・・」に位置づけるものではないか。</p>	<p>手話通訳者を派遣する事業は、基本目標2の「地域生活を支援するサービス基盤の充実」の中に施策として位置付けており、P97⑤で手話通訳者・要約筆記者派遣事業の数値目標を設定しています。</p> <p>一方、手話を学ぶことを一般市民の側から見たときに、それを生涯学習活動として捉えることができ、市全体の施策評価の体系の中で、「生涯学習の推進」に紐づけられた施策に位置付けられています。</p>
	<p>14</p>	<p>フットサル大会等、障害者でも余暇活動をすることによって、自分たちも同じルールに基づいてスポーツするという大会を、オリンピック・パラリンピックとの連携をとってやってもらいたい。</p>	<p>施策にあるフットサル大会は、障害のある方が気軽にスポーツを楽しめる場として開催しているもので、地域の代表を決めて都大会等を目指す主旨ではありません。</p>
<p>第4章 市民向けの啓発事業の実施</p>	<p>15</p>	<p>点字ブロックの上に自転車が放置されていたり、荷物を置いて立ち話をしている人がいて、点字ブロックを頼りに歩行する視覚障害者は困惑してしまう。啓発活動をお願いしたい。</p>	<p>P74の4-(1)-⑨路上放置物の是正と啓発で、施策として位置付けています。</p>

第4章 市民向けの啓発 事業の実施	16	歩道が設置されている道路はまだ少なく、道路脇に自動車が止まっていることが多くあるが、視覚障害者でトラックの後方から突き出した荷物や、サイドミラーにぶつかった人もいる。改善を求めたい。	市では主要道路におけるバリアフリーを含めた歩道整備や、狭隘道路の拡幅に伴い歩道整備を実施しております。これらの整備は限られた予算の中で計画的に実施しており、市内には未だ多くの未整備箇所があります。市では引き続き計画的に歩道等の整備を実施してまいります。またドライバーのモラル向上も必要なため、田無警察署等の関係機関とも連携していきます。
	17	障害者権利条約や、差別解消法について、もっと市としても、きちんと知らしめる必要がある。また、教育と連携し障害の現実、理解し対処することで、悪化を防げるものである、ということ伝えていく機会を作っていく必要がある。特に、精神疾患については、最大の予防策がこれであると思う。	P80の(2)に心のバリアフリーの推進に向けての市民への啓発事業の実施を位置付けています。視覚や聴覚障害者の団体では、小中学校で障害理解を広げるために授業支援を行っています。発達障害のある児童・生徒へは、特別支援教育を充実させ対応しています。ご指摘の教育と福祉の連携も重要であり、第6章(3)で関係者・関係機関のネットワーク化を推進するとしています。
	18	障害者がコンビニとかスーパーとか、あるいは商店で買い物をするとき、お店の方にまだまだ障害を持った人についての理解が行き届いていなくて、トラブルになることがある。お店の方に対する研修等やってほしい。	P80の(2)に心のバリアフリーの推進に向けての市民への啓発事業の実施を位置付けています。
	19	特に誤解と偏見の大きい精神障害について啓発活動の具体策が位置付けられるべき。地域生活支援センターにて、当事者が障害についての自己理解を深めるための活動を始め、こうした場で力を付けた方々を中心に据えて、一般市民向けの障害についての語り部活動をスタートさせる。保健師等の精神疾患についての説明とセットで、各地域センターや自治会、学	ご提案を参考として、精神障害についても啓発活動を考えていきます。

第4章 市民向けの啓発 事業の実施		校に派遣し、活動を展開する。 活動に際し、子供も含めて理解しやすいよう独自の冊子を作成し、疾病予防や必要に応じた初期対応をはかれるようなスケールも入れ込むことで、より身近なものであるという視点を盛り込む。	
	20	福祉事業所が住宅街に進出するときに、まだ根強く反対する市民がいる。まだまだ市民の障害者、とりわけ精神障害への理解が不十分ではないか。心のバリアフリー、とりわけ市民の障害者に対するバリア、これをフリーにしていく取り組みをぜひやっていただきたい。	P80の(2)に「心のバリアフリーの推進」に向けての市民への啓発事業の実施を位置付けています。
	21	アンケート結果で障害者権利条約・虐待防止法・差別解消法等の認知度が非常に低いのに驚いた。もっと市が力を入れて啓発に努めてほしい。	担当部としては、障害者権利条約の批准は障害当事者にとって歴史的な出来事だと考えていましたが、アンケート調査では一般の方と同様に認知度が低いという結果でした。 市の広報等を活用しながら、市民啓発に努めていきます。
第5章 サービス見込量 や方策について	22	同行援護について、市外の事業所を利用している人がいる。これは市内の事業所に量的、質的な問題があるものと考えられる。利便性から言えば近い事業所が良いはずであり、改善を求める。	引き続き、市内のガイドヘルパーを増やすべく、居宅介護等を行っている事業所に働きかけていきます。また、同行援護事業所にガイドヘルパー向けの研修を案内していきます。
	23	同行援護において利用上限が50時間となっている。外出を計画的に見据えて生活をしているが、突発的に必要となることがある。その場合、自己負担が発生しても構わないので、特例的な措置として上限を超えることを認めてほしい。	やむを得ない事情があり、支給決定の量を超えて同行援護を利用する必要がある場合は、障害福祉課担当者への事前のご相談をお願いしています。
	24	グループホームのニーズは親亡き後だけではない。むしろ親亡き後では遅い。『親亡き後の対策』という表現を再考してほしい。	障害者の保護者の高齢化は大きな課題と捉えています。第4期の障害福祉計画では、早期に3ユニットのグループホームの増設を掲げており、親亡き後を「見据えた」計画としました。

第5章 サービス見込量 や方策について	25	知的障害者のグループホーム不足が予想以上に深刻な状況である。早期の設置をお願いしたい。	第4期の障害福祉計画では、早期に3ユニットのグループホームの増設を、具体的に掲げております。
	26	就労移行については、ハローワークの障害部門との連携、ジョブコーチや作業所職員との同行援護などの有効な支援の在り方や、労働時間や労働形態の柔軟な対応も必要。	就労移行事業所の支援員、二つの就労支援室、ハローワーク三鷹の連携により、支援を行っております。市役所でも実習を受け入れており、就職時を想定してジョブコーチを付ける場合もあります。 個々の障害特性に対応するために労働時間や労働形態の柔軟な対応が雇用主側に求められているのは事実ですが、フルタイムの安定した雇用の確保という視点から見ると課題もあります。
	27	身体障害者の65歳以上が67%を占めている実態に驚いた。介護保険との連携は慎重に扱っていただきたい。厚生労働省の通知にあるように、当事者が希望する場合は障害者総合支援法のサービスを保障してほしい。	介護保険サービスの入口の所で、身体障害者手帳を取得する方が増えています。 介護保険に移行する時に、これまで受けてきたサービスが大幅に削減されないよう、市の基準を定めており、一人一人の移行に丁寧に対応しています。(P69)
第5章 地域生活支援事業について	28	昨今の機器の開発は著しく、視覚障害者を支援するものも多くなっている。必要に応じて自己負担で購入しているが、負担が大きくなってきている。せめて音声血圧計とワンセグ対応の音声案内付きラジオを日常生活支援用具として認めてほしい。	日常生活用具の種目の拡大について検討します。 (P96に付記)
第5章 障害児・障害者の放課後・余暇活動について	29	障害者権利条約第30条では、文化的な生活、レクリエーション、余暇及びスポーツへの参加、が締結国に求められている。地域生活支援事業に位置付けられている日中一時支援事業は、学齢児及び成人を対象にすることはできるが、ほとんどの場合、障害のある成人も含んだ	本計画の策定と並行して、「新たな“つながり”づくり」をテーマとする東久留米市地域福祉計画(第3次改定)が策定されました。 障害分野では、特に芸術やスポ

<p>第5章 障害児・障害者の放課後・余暇活動について</p>	<p>日中の一時的・単発的な預かり事業として位置付けられていて、子どもの成長・発達を支援する視点が極めて希薄であり、公費の裏付けも非常に不十分である。また障害のある成人期の日中活動や就労後を支援するための施策は全く確立しておらず、「制度の狭間」となっている。青年・成人の活動に対するための公的な支援制度の必要性を明確にして頂きたい。放課後デイサービスの機能を引き続き青年・成人の活動として行える支援として</p> <p>(1) 青年・成人期の障害者が日中や就労後に豊かな文化活動・スポーツ活動等を集団で行える事業を、国の制度として位置づけられるよう、東久留米市から意見書を出してください。</p> <p>(2) 国の制度として確立されるまでは、東久留米市が率先して長期的且つ集団活動を目的とした文化・スポーツ及び余暇活動が継続・維持できるための支援及び先駆的な制度の立ち上げを行って下さい。</p> <p>(3) 第4期障害者福祉計画の中に述べられた、文化・スポーツ及び余暇活動の場は大切な地域生活拠点として位置付け、具体的な支援を行ってください。</p>	<p>ーツなどの余暇活動に関して、P79～80の、第5章の(2)及び第6章(2)に掲載した多くの事業が、関係機関や保護者の協働で、行政主導ではなく営まれています。今後の地域福祉を考える上でも、こうした事業は大切にしたいと考えております。</p> <p>その上で、障害者の日中活動終了後の過ごし方で、訪問系サービスと移動支援等の併用によっても、なお充足されないニーズについては、調査研究の対象としております。(P96)</p>
	<p>30 放課後デイサービスについて、</p> <p>①新規の児童についての情報や受け入れは、相談支援事業所および行政を中心に、市が認可している既存の事業所が連携をとり、検討する場を設定してください。</p> <p>②事業所は、慢性的な人材不足においても行政から課せられる事務的な業務は煩雑化する一方です。放課後事業の質の向上と限られた社会資源に頼る上では、事業所への何らかの助成や援助なども検討してください。</p> <p>③学齢期を終えた青年、成人の日中活動後の生活の保障も同様の課題として位置付けてください。日中一時支援のグループ支援及び、公的な助成が確立するような施策を検討してください。</p>	<p>相談支援専門員が、他の障害福祉サービス事業所と良く連携を図り、障害児の健全育成に資するサービス計画を立案することは重要です。</p> <p>P63 1-(1)-②に、相談支援専門員の活動への支援を、施策として位置付けております。</p> <p>なお、日中活動終了後の過ごし方で、訪問系サービスと移動支援等の併用によっても、なお充足されないニーズについては、調査研究の対象としております。(P96)</p>

<p>その他</p>	<p>31</p>	<p>個々に障害と向き合い、困難に対峙している当事者が、気兼ねなく集まって、障害を抱え生きることについて語り合える場が必要。 障害についての自己理解を進めていくグループは、相談支援事業からの発展系のグループとして、新たに組織することもできるのではないかと。</p>	<p>精神障害者の地域活動支援センター事業を「めるくまーる」で実施しており、同じ趣旨の活動もあります。 アルコール依存症の方のミーティング、保健所での引きこもりの方へのグループ支援なども取り組まれています。また、発達障害児の保護者の自助グループ、高次脳機能障害者の家族会、難病患者団体などの活動も市内にあります。 相談支援専門員の側からのソーシャルアクションには今後、注目していきます。</p>
	<p>32</p>	<p>日常的に利用者の方に接するに当たっての心構えや、言葉遣い、手振り、身振りの仕方等々、日常的な対応の仕方について、事業所の職員に対する研修を行政のほうで積極的にやっていただきたい。</p>	<p>市では25～26年度に、施設従事者向けに、虐待予防や合理的配慮をテーマとした研修会を自立支援協議会と共催で実施しました。今後も、このような取り組みを継続していく予定です。</p>
	<p>33</p>	<p>年々増加傾向にある精神障害分野の支援の強化を求める。他の障害に比べて制度が遅れていることは周知のことだが、相談に力を入れ、デイケアやグループホーム、訪問看護やヘルパーなど支援のネットワークを構築し、退院・地域移行の受け皿を整備することが喫緊の1課題である。</p>	<p>長期入院の方で、地域移行を希望される方へは、地域移行支援を活用して対応しています。第4期障害福祉計画の推進により受け入れのための社会資源の整備に努めていきます。</p>
	<p>34</p>	<p>難病については、医療が重要な役割を果たしているが、生活の視点ではヘルパー派遣や訪問看護との連携、PT・OTなどの専門性を活用した補装具・住宅改造も課題である。</p>	<p>サービス等利用計画を普及する中で、難病患者が諸制度の活用がしやすくなり、また、多職種の連携が図れるように、していきます。</p>

その他	35	事業所や団体はマンパワー不足で苦勞している。事業所への援助を強め、市の役割が目に見えるよう、様々な機関の統括・連携や研修・啓発広報などに力を入れてほしい。	障害者施設代表者会などを活用し、施設への適切な情報提供を図ります。また、障害施設従事者向け研修会を25年度から実施しており、今後も継続していきます。
	36	地域自立支援協議会の公開をもっと増やしてほしい。	当市の自立支援協議会では、個人情報を扱うことがあり、匿名扱いでも障害特性から個人が特定される心配があるため、原則会議を非公開としています。その代わりに、年に1回程度は、市民参加型の協議会を今後も開催していく予定です。